

## 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、社会福祉施設職員の処遇の改善を図り、もって社会福祉事業の振興を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「補助事業者」という。）が行う社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助基準額及び補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、毎事業年度、厚生労働省社会・援護局長が定める単位金額に、当該年度の4月1日現在における県内被共済職員数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は補助金額の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第7条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。